

第45回長野県景観審議会議事録

日時：平成24年(2012年)4月25日(水)
午後1時40分から3時40分まで

場所：長野県庁特別会議室

1 日 時 平成 24 年（2012 年）4 月 25 日（水）午後 1 時 40 分から 3 時 40 分まで

2 場 所 長野県庁特別会議室

3 出席者

（1）審議会委員（敬称略）

勝山敏雄	小松郁俊	進士五十八	関敦子
西村幸夫	場々洋介	藤居良夫	増田幸一
益山代利子	三澤重一	宮崎崇徳	山下大輔

（2）専門委員（敬称略）

市ノ羽幸子	木下徳康	久保田勝士
-------	------	-------

（3）長野県

阿部守一（知事）

北村勉（建設部長）

真嶋和紀（建築指導課長）

油井法典（建築指導課課長補佐兼景観係長）

建築指導課職員

関係部局職員（企画部、農政部、林務部）

株式会社 K R C

4 資料

資料 1 長野県景観審議会名簿

資料 2 長野県農村景観育成方針について

資料 3 農村景観特性調査等業務委託について

資料 4 専門委員の御意見

参考資料 長野県農業の現状

以下議事要旨

(油井課長補佐)

お待たせいたしました。ただ今から景観審議会を開会させていただきます。

私は本日の進行を務めさせていただきます県建築指導課 課長補佐の油井法典と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、審議会の専門委員の委嘱についてご報告いたします。

今日、景観審議会で知事の方から諮問申し上げる重要事項につきまして調査審議を行っていただくために、新たに専門の委員さん4人を委嘱申し上げたところでございます。

お手元に委嘱状を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の審議会の委員の皆様の出席状況についてご報告させていただきます。

現在、まだ小松委員さんが、お見えになっておりませんが、出席の予定でございます。委員総数15名のうち、佐々木委員、牧野委員、矢澤委員におかれましては、本日御多忙のため欠席ということでございます。従いまして、小松委員さんを含めまして12名の方が出席する予定となっております。委員の過半数の出席を満たしておりますので、景観条例第40条第2項の規定により、この会議は成立していることを、ご報告いたします。

それではここで開催に当たりまして、長野県知事 阿部守一からご挨拶申し上げます。

(阿部知事)

進士会長始め皆様方、大変お忙しい中今日はお集まりいただきましてありがとうございます。

私ども、新しい県全体の中期総合計画を作ろうということで作業をしておりますけれど、長野県の持つ素晴らしさ、価値というのは、様々あると思いますけれども、私は、美しさではないかというふうに思っています。

最も美しい村連合に、長野県から多くの自治体が参加されておりますし、ある意味で、日本全体から見たときに、長野県、信州というのは、日本の原風景、ふるさと、もちろん、「ふるさと」は、それぞれの地域であるわけですが、日本人が「ふるさと」ということで思い浮かべる景観、景色というのは長野県の景色が最も合致しているのではないかというふうに思っています。

しかしながら、長野県は、素晴らしい景観をもっている地域だと思っておりますが、ただ課題もたくさんあるといえると思うのです。

昨年、イタリアの南チロルに行きましたけれど、そういった地域から比べると、いろいろ取り組むべきことがあるのではないかというふうに思われることが多々ありました。

今日、皆様方には農村景観育成方針の策定ということで諮問をさせていただき予定にしておりますが、長野県の素晴らしい景観をどう維持していくか、それと併せて私は単に守るだけの姿勢では中々本来のものは守りきれないと思っておりますので、どう攻めて創りだ

していくか、というところまで含めて、皆様方から積極的なご提案を是非賜りたいというふうに思っておりますし、景観の問題については新しい中期計画の中でも大きなテーマとして向き合っていきたいというふうに考えています。

長野県をより価値のある地域にしていくために皆様方のご協力そしてご支援、冒頭、お願いを申し上げまして、私の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(油井課長補佐)
専門委員及び出席職員の紹介 略

(油井課長補佐)

それでは議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、長野県景観条例第 40 条第 1 項の規定により、会長が行うこととされております。

始めに進士会長の御挨拶をお願いし、引き続き議事の進行をお願いしたいと思います。

それでは、進士会長、よろしくお願いいたします。

(進士会長)

皆さんお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

伺いますと、他の審議会と重なっているようですが、知事は、この農村景観を何とかしなければいけないという非常に強い思いを持たれていて、わざわざこの審議会にご出席いただいたということでございます。

後ほどゆっくり知事の思いも伺って、そして皆さんの専門的な知恵で、その知事の思いを実現して差し上げたいと思っておりますので、皆様どうぞご協力よろしくお願いいたしますと思います。

中身で議論したいと思しますので挨拶はこのくらいにさせていただいて、議事に入る前に議事録署名委員の指名であります。お任せいただけますでしょうか。

関委員と西村委員にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしく。

それでは本日の議事に入りたいと思っておりますが、最初に知事から諮問を頂戴したいと思います。

(阿部知事)

それでは諮問を読み上げさせていただきます。

「長野県景観審議会長 様 長野県知事 阿部守一

長野県農村景観育成方針の策定について (諮問)

四季折々に豊かな表情を見せる本県の農村は日本の宝であり、良好な農村景観を将来の世代に確実に引き継いでいくことは、本県の重要な課題の一つです。

そのためには、農村景観を保全・育成するための取組の方向性を明らかにし、県民や市町村等の理解と協力を得ていくことが肝要です。

ついては、この農村景観を保全・育成するための取組の方向性を長野県農村景観育成方針として定め、それを進めるための施策について、長野県景観条例第 35 条の規定により貴審議会の意見を求めます。」

よろしく願いいたします。

(進士会長)

ただ今諮問を頂戴しました。合わせてご朗読もいただきました。お手元に写しが配られているかと思しますので、ご覧いただければと思います。

ここから議事に入りたいと思いますが、この諮問についてのご説明を、本来は担当課長から伺うところですが、それは簡単にしてもらうために、知事から、まず、知事がどういうふうに長野県をおさえて、そして、これからどういう施策をイメージされておられるか、知事のご趣旨も一緒に、あるいは思いも含めて、細かいところまでざっくばらんに是非伺いたいと、こう思っております。知事どうぞよろしく。

(阿部知事)

少し、私の思うところを率直にお話をさせていただきます。

まず、進士会長からもお話しございましたように、これは審議会自体もそうですし、皆様方からご答申いただくことも、是非形式ではなく実質的なものを期待したいというふうに思っております。

皆さんのお手元に資料が配られているかと思いますが、景観育成計画があります。中期計画、その他諸々の計画の策定に際しても、私はいろんなところで話をさせて頂いているのですが、行政はとにかく計画を作るのは一生懸命やって、きれいな言葉はいっぱい並びますけれども、じゃあ本当にそれが具現化されるのかということに、実は多くの方々が疑問を抱かれていますのではないのかなというふうに思っております。私自身も行政の中でいろんな計画策定に携わったことがございますけれども、計画を作るときが一番心血を注ぐ形で、そこから後、具体的に地域での活動がどうなっているのか、あるいは規制や誘導がどう実効あらしめるものになるかというところのほうが、計画策定時に比べると、やや疎かになりがちなのが、長野県に限らない行政の良くない面だというふうに率直に思っております。

長野県も景観育成計画という非常に整った計画があるわけでありますので、こういう言い方をするとちょっと語弊があるかもしれませんが、きれいで整った方針をつくっていただくということよりは、むしろ何を具体的にやるべきか、長野県の強みとか個性をどうやって伸ばしていくべきか、そうした具体的なご提言を是非たくさんいただきたいと思っております。

今回、農村景観ということで、テーマ設定をさせていただきました。

このことについて、私の問題意識を申し上げます。

景観行政団体ということで、県と市町村の役割分担が法律上あります。私はもちろん、都市景観、農村景観、全て重要な長野県の価値を形作っている要素だというふうに考えておりますが、ただ街というのはやはり、善光寺の門前町である長野市と、城下町である松本市が同じような景観がいいのかというと、私はそれぞれ個性がある景観づくりをしてもらっていいんじゃないかというふうに思っておりますし、そうした分野は各市町村がしっかりと取り組んでいただく分野だと思っております。

他方で、農村、あるいは広い意味での農村といえば都市部以外の山岳を背景としたそうしたスケールでの都市部以外の景観という形で受け止めていただいたほうがよろしいかと思いますが、農村景観となりますと、どこからどこまでが何とか市で、どこからどこまで何とか町というのはほとんど住民も意識しませんし、まして観光でも結びつけている人はないという中で、道一本またげば右と左の地域が全く違うということでは、景観の美しさというのは、出てこないのではないかというふうに思っております。先ほど申し上げた、長野県はある意味で日本のふるさとの風景、日本の原風景を残している地域が大変多いわけですから、そうしたものを、これは県の責務としてしっかりと守って次世代に引き継いでいく、そして、この景観自体が長野県の価値の重要な要素だと考えておりますので、そうしたものにいかにして磨きをかけていくかということ、県としてしっかり向き合っていかなければいけないということで、今回、農村景観育成方針の策定ということで皆様方に諮問をさせていただきました。

昨年、私、シナノゴールドという長野県が品種を作ったリンゴ商業栽培の交渉で南チロルに行ったわけですが、私を感じましたのは、長野県は、自然景観については、私は決してヨーロッパのいろいろな地域に負けることはないだろうなと。もちろん自然によって、どちらが、どういうところが優れているというのがあると思いますが、相対的に見たときに長野県の自然景観は素晴らしいものがあるというふうに思っております。

他方で、歴然とおそらく差がついているなと思われるのは、人工の景観、例えばリンゴの木の花のわい化栽培が進んで、リンゴの木が並んでいるもの自体が美しい農村景観を生み出している。

あるいはそれぞれの個人の住宅になりますけれど、色彩的にも統一感がある住宅、あるいはベランダにも花が飾られているということで、景観に対して個人の所有物であるけれども地域の景観と一体感を成している。

さらには、景観を阻害するような広告物、看板の類もほとんど、どういう規制をかけているのかあるいは自主的な取組なのか私は十分勉強していませんけれど、ほとんどそうしたものがない。

あるいは長野県でもこれから広めていきたいと考えておりますし、飯田の方で研究しておりますけれども、ラウンドアバウトという信号機のない交差点ですね、ほとんどの交差

点は信号機なしで、丸い形で自動車がぐるぐる回って行きたい方向に行くと。

そういう、今、申し上げたような、人の手がかかって作られたものの美しさ、景観というのは、たまたま昨年行ったのが南チロルだったので、南チロルの話だけで申し訳ないのですが、そのこの違いというのは長野県と南チロルは、私は、歴然と差がついているというふうに思っています。ただ、人工のものというのは、文字通り人が作ったわけですから、自然のもので差が付いているものについては、中々正直言って逆転不能だというふうにあきらめざるを得ませんが、人間が作り出したものであれば、私は、当然、長野県でも、もっと優れた取組をすることが可能だというふうに思っております。

そういう意味で、自然景観ともちろん人工景観が相互に調和しあった関係をつくっていくことが大変重要だと思いますが、それと合わせて、人の手が入った部分の景観をどうしていくかということは、これは、長野県のみならず我が国全体の取組として、遅れている分野ではないかなというふうに思っておりますので、是非、そうした点、これは様々な規制であったり、あるいは長野県は本当に県民の皆さん力でいろんな取組をしてきた県であります。健康長寿県というのもやはり地域、地域で保健師さんとか医療関係者の皆さん、地域の皆さんの取組の積み重ねが健康長寿の長野県というのをつくった地域でありますから、県民運動的な取組で行えること、規制をかけること、あるいは補助金等で誘導すべきこと、様々な方策があろうかと思いますが、何とか、世界的な規模で見ても景観の上では、非常に素晴らしい、優れているこの長野県の素材を生かして、より良い地域にしていきたいというのが私の強い願いでございます。

どうか皆様方からは、それぞれのご専門の分野からいろんなご提案を是非いただきたいと思っておりますし、私ども、できるだけしっかりと受け止めて、形を作る、方針を作ることが目的ではなくて、さらに本当に具体的な景観をつくるということにしっかりと目標を置いて取り組んでいく決意でございますので、どうか皆様方の忌憚のないご意見、そしてご指導を賜りますようお願い申し上げます、冒頭、この程度で私の思いを述べさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(進士会長)

知事は最後までお付き合いいただくそうですから、今後ともご発言いただこうと思っております。

先ほど諮問をいただいたので、その事務的な説明を出来るだけ簡単に真嶋課長からお願いいたします。

(真嶋建築指導課長)

資料2をお願いしたいと思います。

1の方針の位置付けについてですが、先程来知事からありましたように、長野県景観条例第3条に景観の育成に関する基本目標、あるいはこれを達成するために講ずべき施策の

推進に関する基本方針を定めることになっておりまして、これまでも、県では、3ページにあります長野県景観育成基本計画を本景観審議会の意見をお聴きした上で策定して、その中で基本目標、基本方針を定めています。

今回お願いします長野県農村景観育成方針についても、現在ありますこの基本方針の中に位置付けたい、又は追加したいということで、現在の基本方針と齟齬が生じる部分がありますので、そこは一部改正をすることによって整合を図っていきたいと思っております。

2番目の策定体制等についての(1)ですけれど、長野県景観審議会で検討していただくことで、先程、知事の方から諮問させていただきました。

具体的には、当審議会の中からお願いします4名の委員さんと、先ほど委嘱しました専門委員さんで研究会を設置しまして、集中的に検討を行っていただきます。研究会において育成方針の素案と合わせて、これを推進するための施策案についても、同様に作成していただき、景観審議会で最終的に決定されまして、答申をお願いしたいと思っております。

誠に僭越ですけれども、景観審議会から研究会に参加していただく委員さんにつきまして、あくまでも事務局案ですけれど、お願いしたいと思えます。

まず、会長であります進士会長さん、関委員さん、藤居委員さん、益山委員さんを事務局案として提案しますのでよろしくお願いしたいと思えます。

(2)の幅広い県民意見等の聴取については、農村景観育成のためのアイデアとかあるいは素案決定後の意見など、景観育成の主体の一員でもあります県民や市町村などから十分お聞きしてまいりたいと思っております。

(3)の、この方針の策定に当たりまして、審議の前提となります景観特性、意識調査など、事務局以外に専門業者に調査を委託する必要があるとございます。この詳細につきましては、後ほどご説明いたします。

下に方針の策定のイメージを、図のとおり示してありますけれど、これについては、研究会の議論によって変わるということで、事務局がイメージした図ということだけでお含みいただきたいと思えます。

次に2ページの方をお願いしたいと思えます。作業スケジュールですけれど、本日諮問をさせていただきますして、その後研究会で論点整理、あるいは素案の検討、あるいは施策の作成等を行いまして、10月に案を作りまして、景観審議会を開催していただきまして、審議会からの答申ということでお願いしたいと思っております。

調査委託につきましては、5月半ばまでには契約を結びたいと考えておりまして、研究会の意見を踏まえながら、その調査分析を並行して行き、その都度研究会に報告していきます。そういう形で、スケジュールの方を組んでいます。

10月の半ばには方針とそれに伴う施策の答申をいただくということで、非常にタイトなスケジュールになっていますけど、よろしくお願いしたいと思えます。

資料4の方を見ていただきたいと思えますけれど、専門委員さんから事前に長野県の農村景観について考えていること、あるいは方針策定に当たって論点と考えられる事項につ

いて事前に提出していただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

また、最後になりますけど、参考資料として、農政部から長野県農業の状況について、添付させていただいております。後でご覧いただきたいと思います。事務局からの説明は以上です。

(進士会長)

資料の説明がございましたが、育成計画が平成18年4月1日発効と書いてありますから、既に5年前に、きちり整理されているわけですね。5年間具体的じゃなかったということですね、先程、知事のお話になったことによれば、非常に具体的に答えを言ってくれという話のようです。

何か事務局の説明にご質問等ございましたら、進め方等についてもいかがでしょうか。

その前に、さっき委員の農村景観に主に知見のある方を中心にして、さらに専門委員として4名の方を加えて研究活動をやって答えを出しなさいと、こういうことですが、いかがでしょうか。お認めいただきますでしょうか。

(委員)

異議なし。

(進士会長)

ありがとうございました。

こういうことを前提に進めさせていただくことになります。

次に調査委託の手続きが進んでいるようですので、これもなるだけ要領よく短めに説明をお願いしたいと思います。たっぷり後の時間で議論したいと思います。

(真嶋建築指導課長)

資料3をお願いします。

先ほど説明しましたが、長野農村景観の調査分析、また知事からも南チロルの話が出ておりましたけれども、世界の優れた農村景観の調査分析を行って、研究会の意見を踏まえた上で農村景観の育成方針の手法の提案を委託するというものです。

発注につきましては公募型プロポーザル方式で、今現在、業者選定を進めているところです。この方式につきましては、応募していただいた業者から技術提案について最も優れた提案をした者と契約を結ぶものです。応募は、県内から4者、県外から1者の合計5者からありました。ここにおられる藤居委員さん、勝山委員さんにも加わっていただきまして選定委員会でプレゼンテーションを行いまして、(株)KRCを委託業者の候補に選定し、現在、手続きを進めております。なお、この発注に先立ちましては、モデルとなる詳細調査地区を市町村に募集しましたところ、26市町村72地区から要望がありました。今後はK

R Cさんとの委託契約に向けてこれから手続きを進めていきたいと思っております。今日は、K R Cさんに来ていただきまして、技術提案につきまして、委員の皆様にもご説明したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(株 K R C)
説明略

(進士会長)

真嶋さん、ポスターは、すぐに出せるのですか。絵柄をみせてください。

今のコンサルタントの説明だと、調査をきっちりやってというやり方なのです。

数日前の課長との議論では、知事のご意向は、即、予算化して、来年から何かやれるべきこと、やれるようなことを出してくれというお話だそうです。ですから先程のスケジュールも5ヶ月くらいで結論を出すという話ですから、調査をして研究をして、そういう大学のようなことをやっていたらだめだから、長野については、ほぼ、ここにおられる皆さんは、十分熟知しておられるので、ただ、共有しないと議論ができないので、とりあえずポスターで、長野の農村景観というのを戦略的に長野県はどういうのでやっているのか、ざっと共有だけしましょう。

(真嶋建築指導課長)

進士会長さんから、意見交換をする前に、議論を深めるために長野県の観光ポスター紹介という話がありました。

最初にありますのは、南牧村の野辺山高原にあります夜の国立天文台野辺山です。一番中央光っているのが45メートルの世界でもトップクラスの電波望遠鏡です。

次は、下諏訪町の万治の石仏です。諏訪大社下社の春宮の近くの田んぼの中にぽつんと鎮座しています。高さ2mほどの全国的に有名な石仏です。

ご存知の通り小布施町の岩松院の本堂の天井に葛飾北斎が描いた八方にらみの鳳凰図で、21畳敷きの天井いっぱい翼を広げた鳳凰の絵です。戦国武将福島正則の菩提寺でもあります。

これは南木曾町にあります桃介橋です。木曾川にかかる大正11年に建設された吊り橋です。橋の長さは247メートルあまり。近代化遺産、読書発電所施設の一部として国の重要文化財に指定されております。

2010年に行われましたJRと共同実施の信州ディステーションキャンペーンに用いられたポスターです。イメージキャラクターのアルクマが信州を歩く旅人として、旅の途中で出会う未知なるものに対する驚きや期待感を言葉にしております。

これは、山ノ内町の湯田中渋温泉郷にあります地獄谷の猿公園です。お猿の温泉として有名です。

これは、飯田市の天竜峡です。江戸時代以来、多くの文化人に愛された名勝で、川下りの船からは、奇岩が望め、春のツツジや山桜、秋の紅葉、冬の雪景色など、四季それぞれ美しいです。

これちょっと皆さんご存知ないかも知れませんが、安曇野市明科の旧国鉄篠ノ井線廃線敷です。写真はレンガ風の漆久保トンネルです。他にけやきの森、展望のよい東平などがあり、廃線敷をトレッキングコースとしております。

これは、上田市の別所温泉にあります安楽寺の八角三重の塔です。境内奥に立つ日本で唯一の八角形の三重の塔は、中国の宋時代の禅様式です。国宝に指定されています。この地域はご存知のとおり信州の鎌倉といわれまして、多くの寺があります。

これは南木曾町の妻籠宿です。中山道宿場町として栄えまして、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されております。

信州観光キャンペーンのガイドブックです。

これは、須坂市のブドウ園です。この地域はブドウ、リンゴなどの観光農園があります。写真はナガノパープルで、種無で皮ごと食べられることが特徴です。長野県のみで栽培されている長野県オリジナル品種です。

これは乗鞍高原です。標高は 1,500 から 3,000 メートルの、乗鞍岳山頂まで広がる広大な乗鞍高原については、ダイナミックな大自然が楽しめます。

これは飯田市の南信濃、上村に伝わる霜月祭りです。12 月に開催される湯立て神楽で燃え盛る炎を囲んで神仏に湯を献じます。国の重要無形民俗文化財に指定されております。

これは先ほどありました飯田市の天竜峡で、天竜舟下りの様子です。

これは、写真は高橋まゆみさんの人形なのですが、バックは飯山市の千曲川沿いです。非常にふるさとの郷愁を感じます。高橋まゆみさんの作品を展示した高橋まゆみ人形館は飯山市にあります。

最後になりますが。このポスターは朝のNHK連続ドラマ「おひさま」の舞台となりました安曇野市穂高の万水川の土手から見た北アルプスの爺ヶ岳です。以上です。

(進士会長)

ということで、必ずしも農村景観という狭い意味ではありませんけれども、長野のイメージを外に発信していくのはこういう形でやっているようですね。

私のやりたかったのは、戦略を立てて具体的に戦術までおろすということになると、今のポスターの中にそういう戦略、戦術がどういうふうに見えるか、見えていなければ、それを皆さんから是非提案をいただきたいわけです。

事務局の側からのご説明は全て終わりました。ここからは、冒頭の知事の思いに伝えられるだけのアイデアが出せるかどうか分かりませんが、今日だけで結論出すわけではありませんけれども、少なくともこういう感じのものでないかというようなことを、是非皆様からご発言をいただこうと思います。

どういう議論になるか分からないという感じがしますので、私が、最初に、ちょっとおしゃべりさせていただきます。

お手元にA3のコピーを配布してもらいました。その中に、建設通信の「私の考える復興」というのをに入れておきました。これは、今回の復興がらみで原稿を頼まれて書いたものですが、要するに農村景観というのは何かという議論です。生業があって、それが形になっているものです。

風景というのは、要するに、自然の風景はもちろん、元々あるわけですが、人間が作ったところが問題だという話になります。そのとおりなのです。都市の景観と農村の景観は大分でき方が違います。農村の景観は人に見せるためにつくったのではない。いわば、農業を成り立たせるために必要なことをやっていくわけです。ただ、そのときに、昔は、破壊と建設は表裏一体だったのです。

農地整備というのは、山を崩して棚田をつくる。これは破壊です。だけど、それが今や文化的景観として、田毎の月として評価されているのです。つまり、文化的景観というのは、簡単に言えば自然を壊して人間が造ったものです。だけど、完全に人工かというところではなくて、そこの自然の基本を全て生かして、しかも棚田だったら、そこに水をためてお米をつくらないといけないわけです。そういう実用性をちゃんと満たしながらやる。そこに出てきてしまった石ころがあれば、その石は田んぼに邪魔なので、端に寄せて積んだのです。それが石積みです。ただし、そのときにブルドーザーとか機械でなく人間の手で積んだのです。ですから1個1個の石が人間が持つ大きさなのです。巨大過ぎもしないし、小さ過ぎもしない、ちょうどいい作業の大きさ。つまり、ヒューマンスケールといいます。崩れないようにするのだから、しっかり丈夫に出来ている。風雪にも耐えていく。石ころの間には土が流れてきてそこに草も生える。あるいはヘビがとぐろを巻いて巣をつくることもあります。そこに生き物感覚が出ます。生きている風景なのです。その土地そのものと、生きている風景で、それが時間が経つと苔むしてきて長い歴史を感じる。そこに農民の汗も感じるわけです。というふうにして、本当の風景というのが何かというのを感じさせるように出来てきているのです。

ところが工場で生産した部品を組み立てて、プレハブのようなものを作っていくと非常に無機的になってしまう。これはもっと周りに配慮しないと。

例えば、巨大な倉庫なんかが大抵、インターチェンジの脇にできます。これは本当に「でかい箱」なのです。素材は波板かなんかで、陸屋根ですね、フラットルーフで。周りの風景なんか無関係です。しかも住居じゃないから周りに植栽してきっちり修景するなんかはほとんどしません。本当にすさんだ風景をつくってきたのです。

私は一言で言えば、農村景観を考えるとというのは、本当の景観とは何かということをするのだけれど、素材とかスケール、サイズとか周りの緑化とかで、かなりのことを変えられると思うのです。

ここではその基本的な話を書きましたが、もう一つは、植物が生き生きしていないとだ

めなのです。それにはその土地にあった植物じゃなければいけないのです。それから、その植物が元気に育つようにしなければいけない。地面の中まで問題なのです。もちろん鉢植えとかプランターに植えたようなものでは駄目なのです。大地に根付いていなければ駄目なのです。

場所性が出てきます。海岸なら黒松だし、山の頂上なら赤松なのです。法面、斜面はヒノキだったりします。水辺には柳がいいというわけですね。というふうに、だんだんふくらんでいって、風景というのは全体になるわけなのです。ですから、そういう風景の有機性といいますか、そういうものを考えないで、看板だとか電柱の地下化だけだとかいう議論では駄目なのだというのが一つ。

もう一つ、下の段に書きました。杭州の話です。中国の杭州に西湖という湖があるのですが、白居易と蘇軾という2人の有名な詩人が、このいわゆる首長だったのです。結論はですね、詩人ですから詩のように画家が絵を描くような素材になるような公共事業をやったわけなのです。一番最初のきっかけは、洪水対策事業なのです。西湖の水が溢れて杭州の町を襲うので、浚渫しないとイケない。この浚渫土で土手を築いて湖の中を横断するような、諏訪湖の御神渡りじゃないけれど、ああいう対岸まで、湖の中に何本も突堤を作ったわけなのです。それが白堤とか、蘇堤とかいうのです。その柳の木が並んで、アーチ橋が続いて、本当にだんだん絵になり詩に詠みたくなるような風景ができていくわけです。つまり、最初のきっかけは公共事業なのです。つまり、困ったこと＝洪水対策という必然性があるって生まれてくるのです。ところが、日本の公共事業は、美しくするとか、詩に詠むとか、絵に描くなんてことまでは考えたことはない。その土地の材料を生かすということもほとんど考えてはいない。積算の基準というのは安い単価を基本におきますよね。工業生産されたものだけを使う。本来、その土地でとれたものを生かせばいい。木がいっぱいある国は木をもっと使うべきです。結局、ゲストが信濃に来て感動するのは、そうやって出来た風景じゃないと駄目だっていうことです。当たり前のことですけどね。だから、私は、知事の思いは、即、実現できるんだと。

今言ったような理屈からの基準を考えると、汚いものを隠せばいい。コンクリートの擁壁とか、やたらあるのですね。その法面をとりあえず緑でつぶすだけでも、ずいぶん違います。一番安いのはクズですね。遠景からは殆ど隠せます。そういう単純な話がいっぱいあるわけです。それをやっていないだけです。

それから、本当にひどいものは作らせないようにしなければいけないし、できているなら仕方ないから、緑で隠すしかない。

そういう、ひどいものを隠すという話から、あるいは、よりいいものをつくる、どうやって見せるか、見せ方の工夫だと思うのです。見る場所をちゃんとする。フォトポイントとかビューポイントを設定して、そこから一番いい風景をつくる。山が重なっていくと、近景、中景、遠景と非常に立体的な雄大な風景がつかれるのです。そういうものをきっちり選ばないとイケない。これは先程の前提にあるような調査をやって網羅的にやるっていい

うのではもう駄目なのです。地理学の卒論じゃないのだから。政策的にどこを選んで、そして信州の世界に誇れる風景はこれでいこう、とりあえず第1次モデル=この5地域とか。そして、それをどうやって見せるか、現地を丁寧に確認して、どこから見せるか、どういうふうに見せるか、あるいはそこで阻害要因があったらどうやってカモフラージュするか、そういうことをやっていけばいいと私は考えます。

一番簡単な言い方をしましたけれど、もうちょっと本当は議論をちゃんとしないといけません、とりあえず、きっかけをつくるつもりで申しあげました。

もう1枚、「観光、風景づくり」というのも入れておきましたので、後でご覧ください。

私がしゃべるためのではなくて、皆さんからご意見いただくための会です。全員の方からご発言いただこうと思います。時間は十分あると思いますから、どうぞ、どなたでも、今申し上げたように、できれば具体的な話、それをより正確にする、あるいは、公費を入れるのだったら、税金を使うんならちゃんとなら裏付けをとっていかなければいけないという形で逆に戻しながら調査や報告書をつくれればいいと思うんですね。

アウトプットはもう数ヶ月で結論を出して、できれば来年から予算化できるようなことを考えてみると、こういうのが阿部知事のご意向ですから、それだったら、そのほうが早い。即効性のあることは大いにやらないといけない。ただ長期的なあるいは中期的なものもあると思います。それはおいおいやっていけばいいのです。そういうことも含めながら、どうぞ、ご自由にご発言をいただこうと思います。

どうでしょう。

(場々委員)

前にもちょっとお話したように、安曇野市の中で屋敷林の調査をしているグループの代表をしています。安曇野市は、都市的な部分と農村的な部分とどっちもあるところですし、知事が言われていたように「日本のふるさと」というイメージが一番強いところであるのかなと自負しているところです。

景観も非常によいのですが、北風を防御するための屋敷林が2,000とか3,000箇所くらいあるのですが、年々減って、それに伴いまして景観もどんどん味わいにくいものになってきています。

今、それをどういうふうにしていくか、仕組みをつくりたいと思っているのですが、なかなかちょっと八方塞のところがあります。なぜかという、市長に相談しても、それは個人の財産なのだから、公的なことはできないのだという一つの境界を引かれていると言いますか、そういうような言われ方をしているのです。

具体的に言いますと、例えば横浜ですと緑税という話もありますし、松本市では生垣補助やなんかもやっていると思います。必ずしも、個人の財産について云々という話は、広義に考えると、もうちょっと幅があるのではないかと思うのです。そういう中で考えると、いわゆる景観税でもないのですけれど、税金を景観に使うような仕組み、具体的には屋敷

林だけでなくもいいと思うのですが、そこら辺にある雑木林の手入れだとか、そういうことでもいいと思うのですが、県としてそういうことをあげて、一つの税金をかけるようなシステムを作るということが大事なんじゃないかなというのが意見です。

(宮崎委員)

私は、今、安曇野で年に3回ほど、地域を歩く活動をしているのですが、歩くときに特別なものを見たいわけではない。安曇野に限らず信州は、屋敷林もそうですし、古民家もそうですし、道祖神もそうですし、昔から集落のコミュニティとして必然としてあったものが、まだところどころ残っている、そこをまずきちんと把握するところから始めないといけないと思うのです。

農村景観ということで、何か広いエリアのことで大きなことをするというのではなくて、元々小さい村の集合体として長野県が成り立っているわけですから、その集合体の構成要素である今の屋敷林もそうですし、道祖神もそうですし、もしくは堰もそうですし、そういうふうな形で集落として必然的に必要だったものが、今、新しい若い人たちはそういうことすら忘れかけているということなので、そこに光を当てることがまず一番大事なのではないかなというふうに思います。

ですから、先程、海外の調査っていう部分もありますけれど、まずは今身近にあるところをきちんと把握して、それを知っていただくところから始めなければいけないのではないかなというふうに思っています。

今、子どもたちと一緒にウォークラリーというのをやっているのですが、やはり、先程、知事の話にもありましたが、人が関わっていることなので、人をどう育てていくかというのが非常に大きなことなので、もしかしたら20年でこの景観を失くしてしまったかもしれないけれども、あと20年かけてそれを再生すればいいわけで、その中で子どもたちにどう伝えていくかが大きな部分だと思いますので、是非、この農村育成計画の中ではそういう子どもたちへの景観教育というような視点を入れていただきたいなというふうに思います。

それから、具体的なお話しを、ということでしたので、現状の景観法の中でもいろんなメニューが用意されていて、今の県の育成計画の中では、必ずしもそれを全て使いきっているというわけではないので、たとえば、田園の保全ということでは景観農振整備計画をつくるという方法もありますし、屋敷林の保全ということでは重要樹木に指定するというような方法もありますので、今の景観法の枠組みの中で使えるものがどういうものがあるのかということも、きちんと洗い出す中で、具体的に一步ができるところから考えていくということも大事なのではないかと思います。

(進士会長)

最初は仕組みの話。それから今の景観教育、あるいはガイドの養成ですね。

真嶋さん。今、県としては景観資産、景観重要建造物とか重要樹木とかあるいは施設とかそういうのは指定しているのですか。

(真嶋建築指導課長)

制度はあるのですが、県の中では、今のところまだありません。

(進士会長)

最初に計画書でいうと景観資産に関する事項というのがあって、他の自治体でもいろいろ指定しているのですが、そういうのを発見する、いわば県民投票も、県民提案なんていうものも必要かも知れませんね。

樹木なんて言わなくたって屋敷林だっていいわけなのです。屋敷林っていうのは樹木だけじゃないですよ、民家そのものとセットだから、そういうふうにし少し大きなサイズにしていけないといけなんでしょう。

(進士会長)

他にいかがでしょうか。

(増田委員)

一つの経験なのですけれども、あるとき海野宿を歩いていたのです。あそこは真ん中に水路があるから宿場としての原型が保たれていると。ところが、水路にU字溝を入れたのです。いくらなんでもって言ったら、さすがに止めました。

それは要するに効率でさえあればいいっていうものの典型だと思うのです。

今の農村ということを考えて見ますと、やはり、日本の場合の農村は水が切り離せない。ところが、その水も農業用水はほとんどコンクリートで埋められています。

それだけでも、景観というよりも、効率だけ考えた、申し訳ない言い方かもしれませんが、行政の立場として一番簡単な方法だということかもしれません。そういうところに住んでいると、青いビニールシートで資材置き場を覆っておけばそれでいいのだろうというような、住民の心までおかしくなってくるんじゃないかと思いました。

先程ポスターで見ました観光地というものは、今までの観光はそうなのですね。ポスターのあったところへ行ってみて、あれ見てきたということなのです。あれから外れたところ、漠然と農村というもの、そこをわざわざ訪ねていくにはどういうことをやればいいのかという中で、ちょっと私が思っているのは、私ども小さい頃は、タニシ拾った、シジミ拾った、ザル持って行って鮎だなんだと追い掛けました。私ども小さいときには、農薬がすごい時代だったと思うのですけれども、農村にはそういう生物がいました。ですから、いうなれば、きれいな川があって、そこで魚つかみ取りできる、ある程度、滑ってころんでピチヨピチヨになるのはいいけど、そんなに危険でないような水路、用水路を兼ねて遊ぶ水路を

回復していけば、一つの方法としては面白いのではないかと。

(進士会長)

2つありますね。公共事業のやり方というのが今の一つの指摘ですね。

建設部長が今日のご参加ですから、後でご発言があれば。

確かに合理主義でやってきたのですね。土地を買わないで済ませると。例えば、道路を拡げるといふときに、せっかくの城下町らしい、あるいは宿場町らしい水路を少し縮めたりということ、たくさんやっていました。もっとひどいのは川を埋めちゃったわけです。そういうことはいろいろありました。それからメンテナンスのことで、コンクリート化したのも事実です。生き物が生きていなくて体験もできないと。

実は景観というのは体験できるということが大事なのです。水のある風景には水に近づけなければいけないわけで、近づけるような石段があると、その水は自分のものになるのです。風景というのは単にビジュアルで、目でだけ見ているわけではないのです。そこまでどの位近づけるかということ、近づいたらおいしいそうな水か汚い水かというのまであるわけで、五感で感じるというのはそういうことですから。

建設部長。

(三澤委員)

私も建設部長さんに、ちょっと、現実な問題で。

冒頭に会長さんのご挨拶で電柱とか看板の話じゃないよというお話を伺いましたが、ちょっと心苦しいのですが、先日、我々のところに、田んぼの中へ 153 号線が伸びまして、開通いたしました。その折に、まだ田んぼである中で、電柱が一番先に建ちました。田んぼの中に電柱が何本か建つのは全く違和感がありまして、我々、22、3 年前から景観の条例ができる前から、我々が一緒に景観をどうしようかという話し合いを持ってきたわけですが、その折に一番は電柱の問題だったわけです。それが 20 何年も経って、我々の業界は、もうちょっと勉強しなきゃいけない、もうちょっとセンスをよくしなきゃいけない、小さくしなきゃいけない、そういう議論を重ねてきて、何とか、ここで邪魔な看板はなくなってきました。その中で、新しい道が開くだろうというところに、電柱が数本建って、これはちょっと建設部長さん、横のつながりができていないとそんなような感じがあります。

せっかく阿部知事が景観を大事にというお話をしている中で、先ほど安曇野の方は目の前の視点で話をなさいました。我々は遠いところを見る視点からいうと、電柱、看板というものは、まず邪魔だと思います。それがいまだに直されていない。20 年経って、そういう現状なのですよ。そこら辺もあわせて建設部長さんをお願いしようと思います。

(進士会長)

苦情をやる会ではないのですよね。せっかくだから、ただ、電柱は建設部でやっているとは限らないですよ。

(北村建設部長)

公共施設を建設するときに景観という視点が今大事だというようなお話しだと思います。

確かに、私ども、いろいろ物を作る時に、効率的だとか、維持メンテがかからないものとか、このような視点で作ってきたことは事実であります。例えば、道路を造ったとき、法面を残すときに崩れないことを考えてきたのは事実でありまして、そういったことによってやってきました。ここにきて少しずつ、特に小水路では石で造ったり、木杭で造ったり、そんなことも少しずつやってきているのも確かであります。

景観と電柱、看板の話がございます。こういうものは、地域の皆さんと話をしながら、できることは対応していきたいと思っています。すべてできるかどうかというのは、難しいところはあるかと思えますけれど、できることからやっていきたいということで、今進めているところであります。

(益山委員)

専門が観光なものですから、観光の視点から申し上げたいと思うのですが、景観と観光が非常に深く密接に関係してしまっていて、景観も観光に利用するということはどういうことかという、そこに交流人口を増やそうということだと思ふのです。観光の視点からもう一つ踏み込んで見ますと、観光ですと、そこでお金を落としてもらいたい、地域にお金を落としてもらいたいということが重要になってくるわけです。そういうときに、長野県では農村景観に重点的に力を入れようということで、その農村景観を今後観光に利用していく意思があるのかという点も非常に重要になってくると思います。そうなったときに、農村を保全するだけではなく修景するという取組をしながらも、交流人口を増やしてグリーンツーリズムにつなげていくという、そういった観点からも考えたときに、重点地域を長野県の中でどこか数箇所決めて、短期の間に何か施策をとるということであれば、実験的にモデル地区を作り、そこで観光の交流人口を増やせるかどうかの視点も考えながら実践していくことが必要なのではないかなというふうに、観光の視点から考えました。

(進士会長)

モデルをね。他いかがでしょう。小松委員。

(小松委員)

私は農村景観という話を、前回、聞いたわけなのですが、農村の景観を保全して育成していく、という中で、私自身は、住民が暮らしやすい街をつくっていくとか、ある

いは生涯安心して暮らせる街をつくっていく、という考え方で景観育成が大事ではないかなという視点が必要かと思います。

地域で文化を維持していったり、福祉や医療を維持していくということがなければ、住民がずっと暮らしていくことができないわけですので、農村の人たちがそのまま日常生活をしながら暮らしていける中でいい設計が生まれてくるというあり方が、やはり人間が農村で一生安心して暮らしていく景観育成につながっていくのではないかな、という気がするのです。

それで、一つ感じるのが、先ほどお話が出ていたのですけれども、観光とか、工業とか、そういうものにリンクしてそこに人が来ればいいじゃないか、という形になってくる景観育成なのか、どちらなのかな、という、非常に疑問を感じているところがあります。

というのは、住民が主体になって暮らしていくところに景観育成をしていくのだったら、住民も組織立てて地域をつくっていく必要がありますし、観光地なら観光業者が入ってくるわけなんですけど、どちらのタイプでこの事業が継続されていくのかな、発展していくのかな、という気がいたします。

ちょっと変な話なのですが、御柱祭という有名な祭りがあります。あれは皆さんは観光でやっていると思われるかもしれませんが、あれは住民が全部お金を出してやっているのです。観光業者はただそこにただ乗りしてお金をもらって行って、現実には人が人の救助まで、地元の人達がお金を出しあってやっていて、観光業者は一銭もお金をくれないのです。そういうことがありますので、なかなか地元の人にいいっていうのと観光にいいっていうのは両立するかどうか、非常に難しいところがあるのではないかな、という気がします。

私たちの地域では、農村でも組織立って、山の景観育成をしたり、ツツジを植えたり、ヤマブキを植えたり、様々なことをして景観づくりをしていくということは、住民がお金を出し合ってみんなでやっているというのが現実なので、そういうところでは、別に誰かに来てもらうためにやっているわけではなくて、自分たちが生涯暮らしていくのに、安心して暮らせるためにやっているのが現実なので、その辺の、これからの農村育成のあり方、というのを是非考えてお願いしたいと思います。以上です。

(進士会長)

ありがとうございました。知事のご発言ですが、ちょっと待ってください。

今、小松さんがおっしゃったことに対しては、本当は益山さんがお答えになりたいのでしよう。

でも、私が簡単に言うと、観光と、観光業者と観光業、ちょっと区別したほうがいいですね。観光活動というのは地域を観る、ということで、その結果お金になるところで観光業者がいるわけですね。それを一緒にしてしまうと誤解があるので。

「農村景観は田舎のところだけやるという話じゃないんじゃないか」、そう小松さんがお

っしゃっているのね。つまり、住んでいる都市の方をやったほうがいいのではないのかっていう。

(小松委員)

都市というか皆さん暮らしているところ。

(進士会長)

居住地ね。

(進士会長)

誤解するといけないので、もう一回正確に言いますと、景観論で「図と地の関係」というのがあります。図と地です。groundとfigureです。風景論で言えば点景と背景です。で、農村景観というからちょっと誤解を生んでいるかもしれません。つまり、知事がおっしゃっているのは、基礎自治体を超えて広域で広がっている、そういうものは県の仕事だから、県の役割だから、ちゃんとしたいということをおっしゃっているのですね。それは簡単に言うとは背景なのです。

風景で言うと、長野県は全体が農村景観なのです。そこに諏訪とか長野市とか、大きな都市があって、まさにその中は都市景観です。だけどほとんど県土全体から言うと農村景観なので、ここで言っている農村景観というのは、私は県土景観だと。長野の県土景観全体を何とかしたいと。

美しい「信濃の国」に歌われるような、そういう素晴らしい国にしたい。こういうことで理解いただくといいかもしれません。農村景観というといかにも農家のあるところだけ、って誤解されるとね。そうではないので。風景論で言うと、非常に大きな印象をわれわれが感じるのは「背景」なんです。背景というと目に見える全部ですね。ピンポイントで何か見るっていう、ランドマークを見る、そういうのではない。だから、そこがもっと広い、むしろ背景をきっちりしておこう、本当に魅力的な場所っていうのは全体がいいってことなんだ。これを何とかしなきゃっていうことだ。というふうに私は勝手に解釈しましたが。

知事、どうぞ。

(阿部知事)

進士会長に解説していただいて。我々も定義付けの仕方がまだまだ不十分なところがあるのだらうと思うのですけれど、まさに会長におっしゃっていただいた通りだらうと。

姨捨から北に見る、長野市を含めた都市部を見渡して千曲川が眼下に広がる景色ですけど、あれは都市景観なのか農村景観なのかどちらか判らないですけども、私の考えとすれば今回議論すべき、都市の街も入っているけれども、遠景で見た街、というのは今回の

射程に入れておかなければいけないのかなと、いうふうに思います。

益山委員と小松委員から、観光に関連してお話がありました。

県として観光に農村景観を生かすのか、という点、これは生かします。昨年、長野県として、「国際青少年交流農村宣言」というのをを出していきまして、国内外から大勢の若者たち子どもたちを長野県の農村に来てもらおうと。農村体験やいろいろな自然体験、そして子ども達同志の交流、そういうものを豊かな長野県の農村でやってもらいたいと、いろんなところで宣伝しています。

これは国内だけでなく、海外でも中国からのインバウンドに対しても、私も昨年、北京も行って、スキー観光の話と農村交流の話と両方PRしています。どちらの反応が良かったかというとは実は農村交流の方です。中国も都市化が進んでいる中で、中国の農村はどうしても、言い方は悪いけれども貧しかったりというイメージを中国の方自身が持っていますので、中国の子ども達にも豊かな自然とか農業体験をさせたいと。それくらい日本の美しい農村は最適だ、いうことを多くの方がおっしゃっていますので、そういう意味でも観光とか交流に農村景観を、私は、使っていきたい、というふうに思っています。

それから小松さんのお話がありましたけれども、実は今日私が抜け出してきたのは、観光審議会です。観光のほうでも、観光はどうあるべきかという議論をずっとしているのです。

今日観光審議会で諮問した中でも「観光まちづくり」という観点でご議論いただきたい。それは、要はうわべだけの、来た人が、来た人向けの張りぼての町を造って、表面だけ出すということで、これはいずれメッキがはげる世界です。むしろそこに住んでいる人たちが本当に心から誇りを持てる、心から愛着を持っている地域を創らなければ、いくら「いいよ」、「きれいだよ」、「楽しいよ」とかいてもそれは心に響かない。観光キャンペーンみたいな狭い意味での観光という話ではなくて、地域づくり、まちづくりとセットでの観光を考えてください、という諮問を先ほど観光審議会のほうに出させていただいたところですので、そういう意味では小松委員のお話がありました。私としては住民が誇りと自信を持てるような景観づくりということが中心だと思いますが、それを抜きに観光客を呼ぶ、観光交流をすることはできない、というふうに思っておりますので、そこは密接に関連している、というふうに考えています。

(進士会長)

ということでした。どうぞご理解ください。

(小松委員)

はい。

(進士会長)

「緑化通信」というものをもう一つお配りしていますが、今と同じことを書いています。観光というのは、いつも誤解されるのですね。前にも言ったと思いますが、「熱海の芸者をあげる」というのを全部観光だと思っている人が多くてですね。地域の光ですからね、観光というのは。まさに地域の良さを観る、ということだから。それは住んでいる地域の人にとってもとても大事なプライド・オブ・プレイスなのです。

さあ、それでは元に戻りまして、またご議論いただきます。どうぞ。勝山委員。

(勝山委員)

皆さんのいろいろなお話を聞いている中で、短期的な視点の部分と中長期的にやる部分が両方存在しているかな、という感じがあります。

来年から即、農村景観をどうするかという話の中で、進士先生も先程言われていた、「観る場所をつくる」ということがすごく重要で、短期的にはそれができるような気がします。

ポスターがたくさんありましたけれど、ポスターに出てきていない美しい風景はたくさんあるわけで、その美しい風景を見る場所はどこか、という視点場を見つけることが短期的にはすごく重要な、というふうに。

調査の中で6箇所、今、選ばれていますけれど、これを中心に、その場所を見る、美しい風景を見る場所はどこかをまず探すのがすごく重要な、と。その中で美しくないものを消していく、木を植えるとかいろいろな手法的な部分で、まず美しい視点場を見つけ、人が呼べるポスターを作って人を呼ぶ、というのがまず第一かな、と思います。

長期的な視点でいくと、そこに住んでいる人たちの生活とかが当然あるわけで、それは長い目で見て行かないといけない部分があるし、その農村風景を創ってきたのはそこに住んでいた人たちが手作りで創った風景がそのまま今生かされているものになるので、それが壊れていく、というのは生活自体が成り立っていない部分があるので、それは長期的にその中で生活していけるような施策を長い目で作っていく必要があるかな、というふうに思います。

例えばグリーンツーリズムの話もありましたけれども、私の地元の須坂では、「グリーンツーリズム研究会」というものを立ち上げて、農家の人たちが頑張っていて、例えばブドウを作っている人が、ブドウの収穫期に、都会からブドウの収穫に来る人を募って、一緒にブドウを収穫してワインをつくるとか、農家のお宅にその農家で採れた作物を食べさせることをするとか、そういった活動をかなり今やっています。それは、農家の人たちが金儲けのためにやっているわけではなくて、農家とか農業をみんなに知ってもらうためにやっている、そういう輪が広がっていけば。

仁礼のほうだと、マコモダケを作って、直接東京のレストランに卸すとか、レストランのほうも「信州で今朝採れたマコモダケですよ」とって宣伝をしています。そういった都市、経済的な部分も長期的に見ていくと成り立っていく部分が非常にあるので、そういった部

分の両方を見ていく必要があるかなと思います。

海外の事例の調査中で、是非、ドイツも入れてもらいたいと思っています。ドイツだと、林業と農業と村、それからその村自身がある程度経済的にすごく成り立っていて、そこに住んでいる人達が自分が住んでいる村が一番いい、と思って生活している部分があって、そこには都会から来て、グリーンツーリズムという言葉になっていますけれども、そういったことを長野は非常に重要視して、積極的にやっていると、すごく実現可能な資源がすごく豊富にあると思うので、今まで使われていないそういった地域の景観の資源を、農業にしても林業にしても、そういった埋もれている資源を入れ戻す活動も長期的にやればいいのかな、というふうに考えます。

(進士会長)

ありがとうございました。ドイツなんかの「わが村は美しく運動」とか、もっと戦前からは「国土美化運動」とか、いっぱい「運動」あるのです。長野県も「信濃の国」をみんな歌うのは、結構運動論的な素地があるのかな。

どうですかね。関さん、どうぞ。

(関委員)

私も生粋の田舎育ちなので、小さいころはよく川でカジカ獲りとかやったし、幼馴染と崖から飛び降りたりとか、そういう遊びをして、ゲームで育ったことが全くないので、今でも、小学校のころの遊んだ感覚がちゃんと残っています。

(進士会長)

関さんはどちらですか。

(関委員)

山ノ内町です。湯田中温泉です。

小さいころから観光地で育っているので、浴衣を着た観光客が小学校のころから周りにいた、という感じだったのですが。

多分、皆さんがおっしゃっていることも知事がおっしゃっていることもそうなのですが、一番は、きれいなところや楽しいところには人が集まる、と思うのです。ですから、小学校とか、子どものころから教育で、きちんともっと、美的なものとか、まちづくりとか、「みんなで作っていくんだ」ということを子どものころから教育するということがすごく大事な、と思っています。

勝山さんがおっしゃったことに同感なのですが、相乗効果が出るようにやる、きれいにすれば人は来るし、また人が来るためにはきれいにしなきゃいけないと思うし、という・・・

(進士会長)

関さんがその美しい建築物を作りたくなった、というのは、どこの原体験があるのですか。

そういう、景観学習みたいなことは、経験があるのですか。

(関委員)

小さいころから、美に関して興味があって。ヨーロッパとかにも何回も行っています。

(進士会長)

そういうのを今、建築士としてではなく、ボランティアでもっと頑張ってくれませんか。子どもを集めて。

(関委員)

そうですね。建築士会でも子どもを集めてワークショップとかをやっています。

(進士会長)

そういう団体がね。広告の業界の話、先ほどお二方から出ましたけれども、そういう活動もものすごく大事なのですよね。

西村先生、どうぞ。

(西村委員)

私は県としてどういうことをやるべきか、ということを考えたのです。

先程、進士会長も言ったように、広域的に、「地」になるようなものをきちんとやらなければならないということ、県がやるべき仕事だと思うのです。そして、盆地全体を構想できたり、あるいは幹線道路の沿道だとか、山の眺望とか、流域全体とか、そういうものを、地域が目鼻立ちが非常にぷっくりするような、その「地」になるようなところをきちっと守っていくような施策というものをまずやらなければいけないと思うのです。

お話を伺っていて、全て非常に重要なことだと思うのですが、かなりの部分に本当は市町村がやらなければいけない部分があって、そういう部分に関しては、県が、例えばある盆地の谷ごとに信州は分かれているのなら、谷ごとの自治体の何らかの協議会を作ったりして、一つずつ市町村のレベルを上げていったり、それぞれに施策を競わせたり、コンテストみたいなところで県が表彰したりとか、一つ一つの市町村の景観行政のレベルを上げていくということも同時に必要だと思います。

それからもう一つ、県がやるべき意味で言うと、先程も出された、景観教育です。景観教育の教材のようなものは自治体ではなかなか作りにくいので、県のレベルできちんと作

ってあげたりですね。もう一つはそれぞれの地域が自分たちでいいと思ったものを守るといふことに対して、例えば県とか地域と協定を結ぶとか、そういうプログラムがあると思うのですけれども、何かそういうローカルなところの底上げをするのを県が応援する、ということであれば市町村とあまりバッティングしない、上手い景観施策ができるのかなと思います。

3つ言いたいのですけれど、一つは、今、言いましたように、県としてやれるようなことを考えないといけない、という部分が一つあると思います

それからもう一つ、おそらく今回は農村が中心になるということで、農業政策との連携、つまり耕作放棄地だとか、農業振興地域を外さないとか、林業の政策とか、そういうところに起きる県がやるような公共事業、農村における公共事業をきちんとやる仕組みとか、他の部門との連携とか調整みたいなものを、きちんと仕組みとして作ることが必要だと思います。

それと三点目は事務局に聞きたいことで、全体として景観で非常に問題があるなど、それは長野県だけでなく、全国を見て思うのが、都心は都心として頑張っている、農業もコアなところはそれなりに頑張っているのですけれど、両方のフリンジが一番上手くやれていないと思うんですね。つまり郊外。農業で言うと、あまり農地頑張らなくて、そのうちショッピングセンターが建ってくればいい位に思っていたり、ロードサイドショップができてきたり、耕作放棄地がひどかったり、廃屋があったりとか、かなりマイナスな要因があって、それがどちらの、都市側の施策にとっても農村側の施策にとっても、ちょうどフリンジでなかなか力が入っていない。そこが一番景観的にまずいのではないかということです。こういうところを今回入れるのか、そこは別の課題としてやるのか、というのは伺いたいですね。それはマイナスをゼロにする話で、プラスから伸ばすとはちょっと政策が違ってくるので、どうなのかと思うのです。最後の部分は質問なのですけれども、その三点です。

(進士会長)

その通りですね。だからその意識はあって、農業の現状というものも配ったようですが、真嶋さん。

(真嶋建築指導課長)

長野県はご存知のとおり谷で分かれています。それぞれの特徴となる背景がぜんぜん違いますので、広域的な連携という中で、県全体でやっても無理ですので、県の10地方事務所ごとに、行政・関係団体、それから住民協定を結んでいる方の代表等を集めまして、地域景観協議会を作って、それぞれ地域ごとの景観について話し合ってもらうような仕組みは作ってあります。

(進士会長)

資料2の11ページに、地域景観協議会というのが書いてあるのですが、それをやっているの？

(真嶋建築指導課長)

10箇所作っています。県では、景観法ができる前の平成4年に、景観条例を独自に作っておりまして、そのときから地域の景観は地域でという発想のもとで、最初は景観推進会議という名前で、景観法ができてから景観協議会に変わりました、これは法定でもあるんですけれども、それに基づいてやっております。

それからもう一つ、県としては、広域的な景観をリードしていく立場ですので、地域の住民が主体という中では景観育成住民協定という認定をやっていきます。今は、おかげさまで164件結ばれておりまして、自分たちで景観を守っていこう、あるいは保全していこう、育成していこうという取組をやっていただいております。

それから先程の最後の質問が非常に重いわけです。長野県はご存知のとおり、いい道ができるとうとうその沿線に県外からも業者の方が来て、大型ショッピングセンターを作っております。大規模行為として規制誘導等をするのですけれども、色、店舗の形、看板の大きさとか、指導するのに苦労しているのが現実にあります。今回、そこまで発展させることができるかは、知事とも話をしながらやっていかなければいけないと思っております。

(進士会長)

ありがとうございました。現実には、全国で、放棄田、廃屋とか、特に温泉場ではホテルや旅館がもう営業していないものがいくつか出てきたりしてね。いろいろ問題が多いのだけれども、長野はまだそういう状況にはなっていませんか。

(真嶋建築指導課長)

いや、廃屋の問題もあります。県としましても地域景観整備事業というものがあまして、例えば、県では4地域、重点地域を指定して、そこで例えば、村が補助をして廃屋などを撤去する場合には補助金を出す、という制度も実績もあります。白馬村では、廃屋があると観光地のイメージダウンだということで、村で要綱を作りまして、自治会が除却することに村が補助をし、それに対して昨年度まで県のほうでも補助を行っていました。昨年度は白馬村で1箇所補助を出しています。

(進士会長)

ありがとうございました。では、藤居先生。

(藤居委員)

もう皆さんからお話があるとおり、前回もちょっと話しましたが、農村景観ですので農政におられる方々の何らかの参加が欲しいなということと、それから先ほど会長のほうからもありましたが、県土の景観の価値について住民の方々が認識されるかどうかということ、誇りを持ってもらえるかどうかということではと思います。

そのためには農地、農林地の関係に至る、もうすぐにも始められるというお話でしたので、ちょっと私そこまで認識がなかったのですが、一つ手段としましては、例えば、数年前から県がやられている森林税制度で森林整備が徐々に進んでいって、それに付随した形で何らかの制度、仕組みをもって、農村景観はこういうものがいいというのがほぼ出尽くしてくると思うんで、例えば住民の方々、農家の方々、土地改良区の方々が何らかの管理をされるときに、そういうところから資金なり補助が、ちょっと高くつくような部分に関しては地区に行って盛り上げていく、関わっていくという仕組みがほしいなと。

例えば、ヨーロッパの話になりますけれど、EUの農業政策等が僕は効いていると思うのですけれども、何らかのそういう制度がほしいですね。

(進士会長)

そうですね、建設部でやれるという話ではないので、農林系がもっとこういう観点でもやらないといけないというのはその通りですね。

イギリスなんかが一番早いのですが、三十数年前に、いわゆる在来の農法、風景を維持するような農業のやり方をやるのには補助金を出して差額を埋めているのです。近代的な農法に変わると風景が変わるものですから。そういうことまでやって国土の農村景観を維持したりしているのです。

この資料の2にある前回の計画で、方針、育成計画はよくできていると思ったのですが、5ページにですね、本当は(3)の「歴史・文化」だけではなくてその上に、「土地利用型産業」って言うか、つまり農林漁業という土地利用型産業が抜けているのです。景観というところにあるように自然とか、観光が含まれていますから社会、で、歴史・文化にしちゃうのです。産業が、特にさっきから言っている地の風景です。背景の風景、県土の風景というのは産業が一番大きいのです。ですから、本当は土地利用型産業の話は風景の根幹を成すので、それを入れないといけない。そうなると農林とか、本当は商工業もそうなのですが、重要な意味を持っている。景観というところと何かそうでないところだけでやってきた、というものがちょっとありますね。西村委員も藤居委員も言われていた大事なポイントだと思います。

さあ、他にいかがでしょうか、あとご発言いただけていない方。山下委員。

(山下委員)

今、即効性というお話を伺う中で、いくつか意見が出ているのですけれども、モデル事

業を立ち上げてやってみるというのは一つの手かなと思います。その場合にやはり地域密着でないといけないので、その地域の人たちが美しい農村をつくりたいと思っているけれども、ちょっと資金力が足りない、そのような地域をうまく選んで、コンパクトな地域、もしかしたら地域全体は難しいかもしれないので、2,3件の農家が集まるような、集落でもいいかもしれないですけども、今まだあまり手が入っていない地域を美しくする事業というのを立ち上げてやってみる。

百聞は一見にしかずと言いますので、それで短期間のうちにやってみるのも手かな、と思います。

地域密着型というのが今の観光ですので、イタリアなんかではアグリツーリズムということが盛んで、自分の家にあった古い納屋とか、馬車小屋なんかを改装して、レストランやホテルを作っていると、そこに人が集まって美しい田園風景の中でおいしい物が食べられるということで90年代ごろから人気なのですね。でもその人達はやらされてやっているわけではなくて、ヨーロッパの長い歴史の中で育って、自分の持っているもの、古くなったものを新しく上手く再生して活かしたいと、その中でアグリツーリズムというものが定着してきたと思うのですけれども、そういうことを考えてみる、ということをご提案したいと思います。

(進士会長)

ありがとうございました。専門委員の方もおられるのでご意見を伺いたいのですが、終わってから打合せがあるそうですので、後でご発言いただきます。

最後に、知事から、ご感想、あるいは専門委員会へ宿題があれば。

(阿部知事)

特にありません。最初に申し上げたとおり、皆様方のお考えを実効あるものにしていくのが私の役割だと思いますので、是非、具体的なご提案をいただきたいということを重ねてお願い申し上げます。

また、皆さんのお話を聞かせていただいて、私自身もいろいろ触発されるというか、思うところがありますので、皆様方の意見をしっかり承った上で、お話の中身は建設部だけは受け止められない話ばかりだと思いますので、観光部、農政部、林務部、他の部局と一緒に進めていくという形で庁内の方は取り組んでいきたいというふうに思います。

農村景観については定義づけのところがやや不明確なところはありますけれども、私としては狭い意味での農村ということだけでなく、遠景として都市が入っていても別に農村景観でいいと思っていますし、長野県は農村だけでなく山岳の景観というものも美しいわけですので、そうしたもまで含めて、市町村ではなくて県としてより広域自治体に取り組むべき景観というものを農村景観と称しているという形で理解いただくのが私の考えに近いのかな、というふうに思いますので、よろしく申し上げます。

ありがとうございました。

(進士会長)

どうもありがとうございました。それでは知事のお言葉をまとめにしまして、この会を一応お開きにしたいと思いますが、事務局、何か連絡その他ありますか。

(宮崎委員)

先ほどの西村先生が言われた境界部の話なのですけれども、先ほど観光なのか、景観なのか、地域づくりなのかという話がありましたが、観光という側面であればより良いところをより良くするという部分は大事だと思うのですけれども、基本的に景観施策は市町村という形の中で、先進的なところはすでにやっている部分があるので、むしろ境界部も含めた部分をどう底上げするかということのほうが、私は大事だと思います。

先ほどから視点場とか良い所を守るというものも、もちろんあるんですけど、むしろそうではない、住んでいる住民も「こんな景色たいしたことはない」と思っている所に光を当てることが、私は長野県の農村景観のポイントなのではないかな、と思います。

(進士会長)

それもありますね。

これでお開きに一回したいと思います。専門委員の方は残っていただいて、と思います。どうも知事も、ありがとうございました。

(阿部知事)

どうもありがとうございました。よろしくお願いします。

(油井課長補佐)

それでは委員の皆様、長時間にわたり活発なご審議をいただき、ありがとうございました。

以上を持ちまして審議会を閉会させていただきます。研究会に参加される委員さんと、専門委員さんには、今しばらく打合せがございますので、お待ちいただきますようお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

(終)

議事録署名委員
